

# 「しつけ」の逃げ道ふさぐ



改正の意義などについて語る橋本和明教授(京都市長区・花園大)

虐待による子どもの悲惨な死が相次ぐは、親が子どもへの体罰禁止と児童相談所(児相)の体制強化を呼びよせ改正児童虐待防止法を改正児童福祉法が先月、国会で成立した。法改正の

意義と虐待をなくすための課題について、厚生労働省の審議委員会で児童虐待の防止事例を検証している花園大の橋本和明教授(臨床心理学)に聞いた。(鈴木雅人)

## 「体罰禁止」改正法の意義と課題

橋本和明花園大教授に聞く

親による体罰禁止が法律に明文化されたことは評価できる。殴つたなど具体的な事実があつても、親が「しつけの一環」と主張して児童虐待と認めることが多かった。改正で「手を挙げる」という行為が「しつけ」として認められ、一時保護を必要とする児童相談所の介入がこれまでより少くなるだろう。

罰則規定がないことから、事故性を不承知する児童があるかもしれないが、悪行罪なら刑法の運用で対応は可能だ。国は(親権者に必要を認めている)民法の懲戒権を真正す検討も始めた。今回の改正と合わせ、社会全体の認識を養える点でも意義がある。

悲惨な死を教訓に児童虐待で子どもが亡くなった事件の教訓が改正法

に反映された。児相の体制強化として、医師と保健師の配置を義務化、常駐児童相談所を義務化、児童相談所を推進することになった。

昨年3月に東京都目黒区で船戸結愛ちゃん(当時5歳)が亡くなった事件は、外部の医師が客観的に虐待が疑われると伝えたが、児相の職員が重大性を認識できなかった。虐待について正しく判断できる医療の専門職は増やす必要がある。児童相談所は、一時保護後に親元へ帰すのではなく、施設入所措置を進めるケースで、家庭裁判所への法的な手続を行うための助言などを期待されている。

学校や教育委員会の守秘義務も明記。今年1月に千葉県野田市中で栗原心愛さん(当時10歳)が亡くなった事件で、女児が学校のいじめアンケートで父からの暴力を訴えたにもかかわらず、教育委員会が親に写

## 児相、医師、弁護士、学校 責任自覚して

しを渡し、虐待がエスカレートした。教員は医師と同様に早期発見と通告の義務が定められていたが、守秘義務という名目以前のことを明文化したのは、教員としての責任の自覚を促すメッセージとも見える。

難しい人材確保

ただ、人材確保に不十分が残る。児相は、都道府県や政令指定都市、一部の中核市が運営しているが、規模の差が大きい。今回の改正で一時保護などの介入の担当と保護者への支援の担当が分かれることになった。一時保護を担当した児童福祉司が親とも関わることで、親は一勝手に思わなくなった。敵対心を持ち、改訂プログラムを進めにくくなる。しかし、人員確保が難しいところもあるだろう。

児童虐待問題を解決するには、自治体に任せっきりでなく、国が積極的に関与する新しい仕組みが必要だ。国は、児童福祉司の千人増を目標に掲げるが、新人や経験の浅いばかりでは十分に機能しない。職員の資質向上のための研修などについて、国が主体的に関わってほしい。検討すべき課題は、まだ残されている。虐待の危険性の高い家族について、国が介入情報を

## 介入情報、国が一括管理制度を

一括管理し、家族の監視員の児相に伝えて対応を指示する仕組みを構築したい。目黒区、野田市の事件ともに家族が都道府県をまたいで騒ぎ、監視員の児相が通報を強制を受け止められず、状況把握に時間がかかった。刑法犯罪を国が情報管理している例はある。

ネット(児童放棄)でほつたらかにはれどくなる虐待は、改正法の施行後も介入は難しい。保護を呼び寄ると言っても、子どもへの愛情が親にならなければ心に響かない。一例だが、厚生労働省は「乳児虐待の症例報告防止に向けて、回覧本へのシラに動画「赤ちゃんが泣きやまない」を掲載してい

る。親がきまぐれに試して、子どもが泣きやまなければ、安全なところに置き、その場を離れるも助言している。泣きやまらぬ親がいらいらと騒ぎ立て、しまつてはいない、という次第の筈だ。

虐待防止のためには、児童福祉司をはじめ保健師や行政の教室など、社会全体がきまぐれな場や機会で親に関わる必要があるが、その際は責任だけに焦点を当て、そのほかなく、子育ての障がいの方を認めるという意識が広がっていくことも必要だ。